申し込み時の必要事項

① 行事名（希望する日時・曜日・会場・コースなども） ② 住所（郵便番号も） ③ 氏名（ふりがな） ④ 年齢
⑤ 電話番号（ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも） ⑥ 学校名・学年（児童・生徒のみ）
⑦ 返信先（往復はがきの場合）

高齢者・障がい者住宅リフォーム資金融資

必要書類や取扱金融機関など詳細はお問い合わせを。

融資限度額 ①バリアフリー化などの工事300万円。②①に屋根の無落雪化工事を含む場合400万円。

利率 無利子。要保証措置など。

返済 元金均等毎月払い。有担保の場合①は15年以内、②は20年以内。無担保の場合はいずれも5年以内。

対 市内の住宅で対象工事を行う市民で、次のすべてに該当する方。Ⓐ55歳以上か障害者手帳や療育手帳を持つ方と、その同居親族（親子は別居可）Ⓑ前年所得が千200万円以下Ⓒ申込時の年齢が20歳以上で返済能力を有する方。ただし、融資実行時および完済時の年齢上限は各金融機関により異なるⒹ市民税を滞納していない。

申 市役所7階住宅課、区役所で配布中の申込書などを1月31日㈭までに持参。

詳細 住宅課☎(211)2832

健康

精神療養講座

内 統合失調症について学ぶ。

日 12月15日㈯午後2時～4時。

所 WEST19（ウェスト）（中央区大通西19）。

詳細 市コールセンター☎(222)4894

雪って楽しい！ヘルシースノーウオーキング

ノルディックウオーキングの後、公園でスノーシュー（西洋かんじき）を楽しみます。

日所 1月12日㈯＝中島公園（中央区中島公園）周辺、16日㈬＝真駒内公園（南区真駒内公園）周辺、19日㈯＝月寒公園（豊平区美園10～12の7・8、月寒西2・3の4）周辺、24日㈭＝宮丘公園（西区西野）周辺、26日㈯＝青葉中央公園（厚別区青葉町5）周辺。いずれも午前10時～午後0時30分。

定 各30人。

申 往復はがきに**上欄必要事項**と緊急連絡先を記入し、12月21日㈮（消印有効）までに健康スポーツ財団（〒064-0931中央区中島公園1）へ送付。（抽選）

詳細 健康スポーツ財団☎(530)5562

妊婦健診の追加受診票配布

妊婦健診の費用助成（5回）のための受診票を配布しています。対象は1月以降に出産予定の方です。

母子健康手帳をお持ちの方で、まだ追加分の受診票を取りに来ていない方は、お早めに区保健センターで手続きをお願いします。

詳細 地域保健課☎(211)2306

保険・年金

介護保険

＜介護保険・施設入所者の負担軽減＞

介護保険施設（老人福祉、老人保健、介護療養型医療施設）に入所（短期入所）する場合などは、介護保険による1割負担とは別に、食費、居住費などの負担が必要になります。所得が低いなど一定の要件を満たす場合、この負担が軽減されますので忘れずに申請してください。

なお、負担軽減が認められた場合、負担限度額認定証などが交付されますので、利用する際は必ず提示してください。

詳細 区役所（1ページ）の保健福祉課

国民健康保険

＜口座振り替えのご利用を＞

国民健康保険料の納付には、便利で安心・確実な口座振り替え（自動払い込み）をお願いしています。納付通知書、預（貯）金通帳、通帳の届出印を持参し、口座のある金融機関かお住まいの区の区役所保険年金課でお申し込みください。

＜忘れていませんか保険料＞

「国保」は、皆さんが納める保険料で運営されています。未納保険料は至急納付してください。未納が続くと、財産の差し押さえや、療養費・出産一時金など、保険給付差し止めの対象となります。

納付が困難な方は、ご相談ください。

＜保険料の減免＞

病気や倒産、失業などにより、今年の収入が前年に比べて大きく減少し、保険料の納付が困難な方は、申請により保険料が減免される場合がありますのでご相談ください。

詳細 区役所（1ページ）の保険年金課

国民年金

＜保険料の免除のご相談を＞

35ページをご覧ください。

税金

不動産の公売（入札）

市税の滞納処分により差し押さえた不動産の公売を実施します。当日は印章と公売保証金が必要です。中止する場合がありますので、事前にご確認ください。

物件 ①清田区美しが丘5の9（宅地）。198・97平方メートル、見積もり価額492・8万円、公売保証金50万円②南区南沢2の3（原野）。356平方メートルおよび701平方メートル2筆一括公売。見積もり価額290万円、公売保証金29万円。

日 12月12日㈬午前9時30分。

所 中央区役所（中央区南3西11）。

詳細 中央区納税課☎(231)2400、HP

住宅用地・被災住宅用地の申告を

住宅用地は、所有者の申告に基づき認定される住宅の敷地で、課税標準の特例として税負担が軽減されます。平成20年1月1日現在、土地を所有する方で、19年12月31日までに住宅の新築、建て替え、取り壊しなどを行った場合は申告してください。

また、18年1月2日以降に火災などの災害により住宅が滅失、損壊した場合、一定の要件を満たすと、申告に基づき災害の発生後2年度分に限り、被災前と同じく住宅用地

1月4日㈮は固定資産税・都市計画税（第4期分）の納期限です

納め忘れの市税はありませんか？
いま一度お確かめの上、年内に納めましょう。